

# 新たな森林管理システム 「森林経営管理制度」が始まっています

## 森林経営管理制度とは

昨年4月1日から、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」がスタートしました。

この制度では、管理がされておらず、手入れがされていない人工林を、市町村が仲介役となつて森林所有者と林業経営者をつなぐことで、適正な森林整備を進めるための制度です。

経営管理に適した森林は集約化を進め、木材生産の場として利用できるようにしていきます。

この制度により、森林所有者が適切な時期に伐採や造林、保育を行う責務が明確化されると同時に、所有者自らが管理できない場合、町にその管理を委託し、町は意欲と能力のある林業経営者に再委託することで、林業経営の効率化と、所有者不明の森林等の管理を受け入れるセーフティネットとしての役割が制度化されました。

## 森林には手入れが必要です

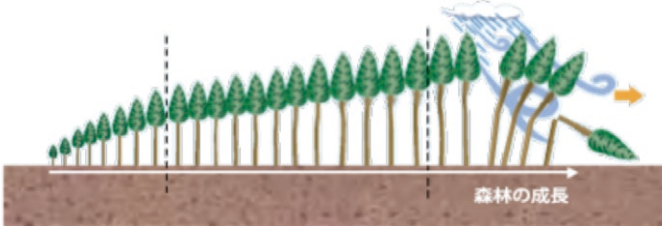
富士見町は総面積の約7割が森林です。森林は、木材を生産する場だけではなく、雨水を山に溜める機能（かん養）によって土砂崩れ等の災害を防止する「自然のダム」としての役割があります。

人工林は、人が手を加え続けなければ根が成長せず、生育不良な樹木が増えるほか、下草が育たなければ、森林が本来持つ生物多様性の保全や災害防止などの機能が低下してしまうため、適切な管理を続けなければなりません。



豊かな森林は、地球温暖化防止や多様な生物が共存する場となるだけでなく、多くの人に安らぎをと憩いを与えてくれるかけがえのない財産です。  
安心して住める町づくりをしていくためにも、適正な管理と森林整備によつて、この豊かな森林を守っていく必要があります。

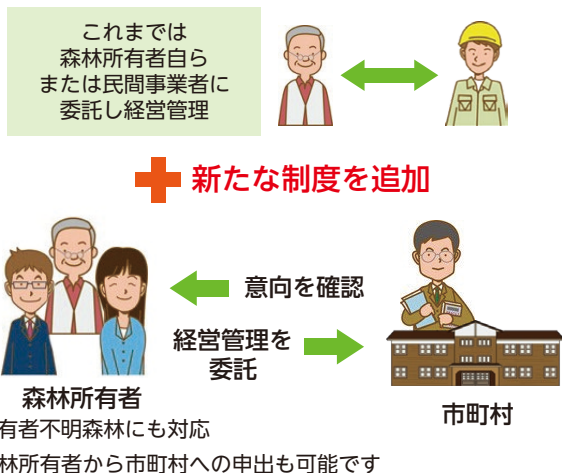
## 間伐しないと



1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長く弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下草や低木が育ちにくくなります。

## 森林経営管理制度の仕組み

経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、担い手を探します



林業経営に  
適した森林



意欲と能力のある  
林業経営者に再委託

林業経営に  
適さない森林



市町村が自ら管理  
▶委託業務発注

# 「森林経営管理制度」と

## 森林環境税・森林環境譲与税

平成31年3月、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これは国民一人ひとりに課税される「森林環境税」と、森林整備等を実行する市町村へ、集められた金額を配分する「森林環境譲与税」から成るもう一つの森林の新制度で、地球温暖化や災害を防ぐため、森林整備等に必要な財源を確保するために作られた制度です。



### 森林環境税とは

地球温暖化や災害を防ぐため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合っって森林を支える仕組みとして導入される国税です。

【課税額】 1,000円（年額）

【施行】 令和6年1月から

### 森林環境譲与税とは

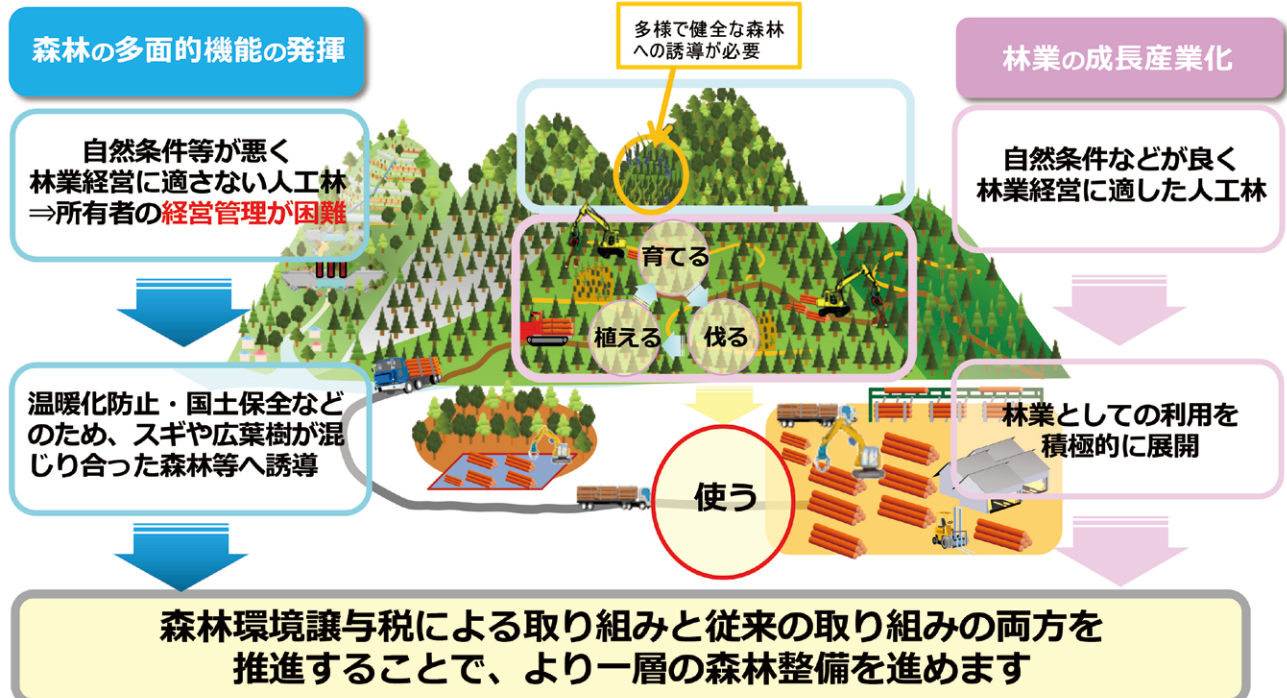
人口や私有林人工林面積、林業就業者数等によって市町村に配分され、適切な森林整備のために活用される、国からの交付金です。

令和元年度から配分は始まっており、森林整備等に充てられます。

「森林環境譲与税」は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされており、その使い方もホームページ等を利用して公表することとなっています。

昨年度から「森林環境譲与税」の市町村等への交付が始まっており、町では「森林環境譲与税」を活用して、緩衝帯を設置するなどの森林整備を実施しています。

森林経営管理制度の財源となることも想定されており、今後の森林整備に欠かせない仕組みです。



森林環境譲与税による取り組みと従来の取り組みの両方を推進することで、より一層の森林整備を進めます

### 町の調査にご協力ください

町では、適正な森林管理につなげるため、現地調査および所有者への意向調査を行います。

今後の進め方については左記のとおりです。

- ① 経営管理が行われていない森林の調査を実施
- ② 意向調査の対象森林と実施予定時期の決定
- ③ 森林所有者へ経営管理に対する意向調査
- ④ 森林管理集積計画を作成
- ⑤ 森林所有者および権利者の同意を取得
- ⑥ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託、林業経営に適さない森林は、町が自ら管理することにより森林整備を行う

森林は限りある資源です。この森林資源を次世代へとつないでいくため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

